

「教職員の服務規律等の実態に関する調査」結果を踏まえた措置等について

平成23年3月24日
北海道教育庁教職員課

【対応の概要】

昨年2月～5月に実施し、8月に調査結果を取りまとめた標記調査において、一部の教職員から、年休等の手続を行わずに職員団体の会議等に参加したなどの勤務時間中の職員団体活動や、ビラ配り、電話かけなどの選挙運動を行ったことがあるとの回答があり、これら法令等違反の疑いのある行為について、これまで具体的な内容の把握・確認を行ってきた結果、勤務時間中に職員団体の会議等に参加した日時等が特定できた者に対し訓戒措置として「文書注意」を、日時等の確認までには至らなかったものの勤務時間中の職員団体の活動や選挙運動等を行ったと回答があった者に対し「服務上の注意・指導」（訓戒措置でない）を行うとともに、その所属長（校長）に同様の措置を行った。

加えて、調査に非協力であった無回答者については、本調査が学校教育に対する道民の信頼を確保するために行った重要な調査であるにもかかわらず、その趣旨を十分理解せず、自らの説明責任を果たさなかったものであることから、今後かかることのないよう「服務上の注意・指導」（訓戒措置でない）を行った。

	職員団体会議に参加	職員団体用務に従事	選挙運動等	計（実数）
服務規律等調査において 法令等違反の疑いのある回答	160人	88人	54人	283人(重複19)
日時等特定	18人			18人(重複なし)
日時等不特定	85人	74人	49人	190人(重複18)
非該当が確認	56人	13人	5人	73人(重複1)
退職（外数）	1人	1人		2人(重複なし)

※ 日時等特定の18人のうち、勤務時間中の職員団体文書のFAX送信や再三の職員団体会議等出席が明らかとなった職員1人は、平成22年10月に「戒告」処分実施済

【対応の内容】

- 勤務時間中に職員団体の会議に参加した日時等が特定された者
「文書注意」（訓戒措置） 17人
- 日時等が特定できなかったものの法令等違反の行為を行った疑いのある者
「服務上の注意・指導」 190人

・ 日時等が不明であったものについては、客観的な事実の認定が不十分であり、懲戒処分や訓戒措置とすることが困難であるが、調査時点での回答における法令違反等の疑いのある行為は、職務遂行上、不適切なものであることから、服務監督権者からの指導の範疇である「服務上の注意・指導」を文書により行うこととした。

- 無回答者
「服務上の注意・指導」 6,548人

・ 無回答者が調査の重要性を顧みず説明責任を果たさなかったことや、無回答者のうちにも法令違反の疑いのある行為を行ったことのある者が含まれているであろうことを勘案し、2と同様（同程度）のものとし、道教育長と市町村教育長との連名文書により行うこととした。

- 所属長の監督責任 105人
 - 1の「文書注意」を受ける職員の事故当時の校長
「文書注意」（訓戒措置） 10人
 - 2の「服務上の注意・指導」を受ける職員の現校長等
「服務上の注意・指導」 95人

※ 「服務上の注意・指導」は、服務監督権者からの指導の範疇である。

※ 「文書注意」及び「服務上の注意・指導」の実施については、市町村立学校は服務監督権者である市町村教育委員会が、道立学校は所属長（校長）が行う。